

ご存じですか？ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、東大阪市では「本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っていることにより、子ども自身の権利が守られていないと思われる原則18歳未満の子ども」と定義づけています。

＜ヤングケアラーの具体例＞



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：厚生労働省 HP

【ヤングケアラーに関する相談窓口】

「もしかしたらあの子はヤングケアラーかもしれない」

「家事や家族の世話で大変」

「家の用事で学校に遅刻、休むことが多いな」

「勉強する時間がとれない。どうしよう・・・」など

気づいたり、困ったことがあったら、下記の相談窓口にお気軽にご相談ください。

東大阪市 子どもすこやか部

子ども見守り相談センター 子ども相談課

☎ 06-4309-3197

Fax 06-4309-3818

(月～金(土日祝、年末年始は除く)9時から17時30分)

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎7階

